

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年4月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）
平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。
なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）
ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a. 当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b. 過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c. 被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d. 現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3. プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5. プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6. 業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7. その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくごお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしておりますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：7 国名：フィリピン 担当：経済基盤開発部
案件名：航空航法システム安全性・効率性向上プロジェクト（長基線解析・自動解析プログラム技術）

1 今回契約予定のコンサルタント
長基線解析・自動解析プログラム技術 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月上旬から2013年9月下旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 第1次派遣期間 国内作業 第2次派遣 整理期間 M/M
長基線解析・自動解析プログラム技術 5 18 3 12 4 1.60
（現地：1.0MM 国内：0.60MM）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：5月1日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針

ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2

(2) 業務従事者の経験能力等

ア 担当事項：長基線解析・自動解析プログラム技術	
(ア) 類似業務の経験	40
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	8
(ウ) 語学力	16
(エ) その他 学位、資格等	16

(計100点)

5 記載時留意事項
語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：フィリピン/全世界
類似業務：長基線解析・自動解析プログラムに係る各種業務

6 条件
国内外において、ベルニーズソフトによる長基線解析の各種業務及びベルニーズ・プロセッシング・エンジンによるプログラム作成経験があること。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

国際民間航空機関(ICAO)は、増加する航空需要に対応すべく、衛星技術を用いた新CNS/ATM (New Communications, Navigation and Surveillance / Air Traffic Management)の導入を決定し、加盟各国が同システムの整備を急いでいる。新CNS/ATMシステムの導入により、航空機の航法が地上施設による航法から衛星を利用した航法（広域航法）に移行することになるが、ICAOは、この広域航法（RNAV: Area Navigation）の導入に際して、各空港の滑走路や空港施設、航空保安無線施設などの設置座標（緯度経度）を世界測地系1984（WGS84系）に基づいて航空路誌（AIP: Aeronautical Information Publication）に公示するように求めている。

フィリピン国(以下「フィ」国)では、円借款事業により新CNS/ATMシステムの整備を進めているが、同時に、システムに対する飛行方式設定、航空交通流管理、空域管理等の手順書の整備や、職員の知識と運用能力の向上等が必要となり、「フィ」国政府は、人材育成を目的とした技術協力を我が国政府に要請した。これを受け、JICAは、2008年10月に事前調査団を派遣し、2008年12月に実施機関であるフィリピン民間航空庁(CAAP)とR/Dの締結を行い、「フィリピン国航空航法システム安全性・効率性向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施を決定し、2009年2月からプロジェクトを開始している。

新CNS/ATMシステムには、WGS84系に基づく空港内の一次、二次基準点と各施設（滑走路末端点、空港標点、航空保安施設、障害物等）の座標情報が必要不可欠であり、かつAIPへの公示が求められている。そのため、プロジェクトでは、飛行場部(ADMS: Aerdrome Development & Management Services)の測量班グループに対してWGS84系測量技術の向上にかかる能力開発を行っている。2010年にWGS84の短期専門家派遣を実施し、GPS測量に関わる座学研修、空港内における一次、二次基準点のGPS観測実習及び各空港施設のGPS測量実習を行い、長基線解析に必要な高い精度のRAWデータの取得、各基準点と各空港施設の座標解析について訓練を行っている。また、2012年9月にカウンタパート（C/P）2名をスイスに派遣し、ベルン大学のベルニーズソフトGNSS研修コースを通して長基線解析技術の基礎訓練

を行い、2013年1月には、ベルニーズソフトによる長基線解析技術の訓練を行った。現在では、C/P自ら長基線解析を実施できるようになり一定のレベルに達している。

現在、CAAPは、国際空港（10空港）及び第1種空港（15空港）のWGS84系への座標変換とその公示を急いでいる。現在までに9つの国際空港と6つの第1種空港の座標が公示されており、残りの10空港についても今年中に公示できるように測量及び長基線解析作業を進めている。ベルニーズソフトで長基線解析を実施するためには、解析に必要な多岐にわたるデータを異なるインターネットサイトからダウンロードする必要があり、なおかつそれら個々のデータをベルニーズソフト用に加工することが必要である。加工後、各IGS点のパラメータ設定、各基線長の計算などを経て、1次基準点の推定座標値を算出する。このようにベルニーズソフトによる長基線解析は手順が多いため、測量班では1つの空港解析に数週間を要している状況で計画に遅延が生じている。ベルニーズソフトには、“ベルニーズ・プロセッシング・エンジン”（Bernese Processing Engine：BPE）という自動解析プログラムを作成できる機能が搭載されており、各点のパラメータ設定、各基線長の計算などが自動化できる。これにデータ取得及び加工における作業を自動化するプログラムを組み込むことで、ほぼ全部の解析手順を自動化することが可能となる。CAAPにはプログラム言語の知識を有するC/Pがいるため、C/Pによる自動解析プログラムの修正・管理ができるようになれば長基線解析にかかる作業の効率化を図ることができる。そのため、同ソフトを用いた自動解析プログラムにかかる技術支援が求められている。

また、2013年1月に派遣した「長基線解析」短期専門家（第4年次派遣）から、ベルニーズソフトに必要な測量データの収集技能に関し品質管理の向上が求められた。これまでの技術支援により、C/PによるGPS測量および解析は高い精度で実施できるようになっているが、長基線解析担当者が収集された測量データの優劣を判定することができるように、特にデータのトレーサビリティ（追跡可能性）にかかる品質の向上が求められている。このため、データ管理や測量野帳の作成方法などを含む品質管理の改善策について、現地の測量作業を検証し必要な指導、助言を行う必要がある。

本コンサルタントは、「フィ」国の管理する国際空港及び第1種空港の空港施設座標が遅滞なくWGS84系へ変換されるように、第一次現地派遣で、CAAPが購入したベルニーズソフトに搭載されている“ベルニーズ・プロセッシング・エンジン”を用いて自動解析プログラムの作成を行い、C/Pに対して当該プログラムによる長基線解析のオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）を行う。一定期間ののち第二次現地派遣を実施し、C/Pによる自動解析プログラムによる長基線解析の活動状況をレビューし、C/Pの習熟度を確認するとともに必要なプログラムの修正を行う。また、データ管理、測量野帳等の測量技術の品質向上を図るために、データのトレーサビリティにかかる指導、助言を行うことを目的として派遣する。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、別途派遣中の長期専門家（「チーフアドバイザー・ADS/CPDLC・Mode-S」、「業務調整員」の各担当分野の専門家）と協力しつつ、担当分野の指導・助言を行うことを目的として派遣する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内作業期間(2013年6月上旬)

ア 業務実施計画書(和文・英文)を作成し、JICA経済基盤開発部に提出し、確認を行う。

イ 本年度の活動計画書、第4年次派遣「長基線解析技術専門家」の報告書などの既存資料を現地の長期専門家から入手し、プロジェクトの概要、活動内容を把握する。現地での指導用教材を作成・準備する。

(2) 第一次現地派遣期間(2013年6月上旬～6月下旬)

ア 現地業務開始時にJICAフィリピン事務所及びC/P機関に業務実施計画書を提出し、業務内容について説明するとともに別途派遣されている長期専門家と活動の進め方について協議、確認する。

イ ADMSの所有するベルニーズソフトの稼働状況、各種パラメータの設定状況についてC/Pへヒアリングを行い、稼働状況、パラメータの設定状況に問題がないか確認する。

ウ C/Pから長基線解析の進捗状況をヒアリングする。各解析手順を評価し、必要な指導、助言を行う。

エ CAAP管理下にある全空港を対象としたWGS84座標への移行計画及びロードマップをC/Pに確認する。また、C/Pとともに本年度の測量計画及び長基線解析の作業計画を作成する。

オ ベルニーズソフトに搭載されているベルニーズ・プロセッシング・エンジンを用いた自動解析プログラムについて、C/Pに概要を説明する。

カ ベルニーズソフトを用いて自動解析プログラムを作成する。プログラムの構成についてC/Pに説明、指導する。なお、作成するプログラムの自動化の範囲については、各インターネットサイトからの各データの取得、解析データへの加工及び一次基準点の推定座標値の算出までの一連の工程とする。

キ 作成した自動解析プログラムを用いて、長基線解析のOJTを実施し、C/Pに必要な指導、助言を行う。

ク トレーサビリティ向上のために必要なデータ管理の方法、測量野帳作成について指導、助言を行う。

ケ 第二次派遣までに終了しておくべき活動をC/Pに提示し、作業計画の確認を行う。

コ 現地業務完了に際し、第一次現地派遣の成果、今度の課題等を含む現地業務完了報告書(英文)を2部作成し、C/P機関、JICAフィリピン事務所へ報告書を提出し、現地業務結果の報告を行う。

(3) 国内作業期間(2013年6月下旬)

ア 現地業務完了報告書(英文)をJICA経済基盤開発部に提出して報告を行う。

イ 第二次現地派遣に備え、現地派遣の結果を踏まえて業務計画を修正し、JICA経済基盤開発部に提出して報告を行う。

(4) 第二次現地派遣期間(2013年9月上旬から9月中旬)

- ア 現地業務開始時に現地長期専門家と協議し、活動内容及び進め方について確認する。
 - イ 第一次現地派遣終了時に示した課題に対する長基線解析の進捗状況をレビューし、必要な指導、助言を行う。このとき、自動解析プログラムに改善が必要であれば、適宜プログラムの修正を行い、必要な指導、助言を行う。
 - ウ C/Pが新たにGPS測量を実施した空港を対象に自動解析プログラムを用いた長基線解析のOJTを実施し、C/Pに必要な指導、助言を行う。
 - エ 測量データをレビューし、データ管理の方法、測量野帳作成について改善点を助言、指導する。
 - オ 第一次派遣、第二次派遣の活動内容を整理し、C/Pの今後の活動について指導、助言を行う。
 - カ 現地業務完了に際し、第二次現地派遣の成果、今度の課題等を含む現地業務完了報告書(英文)を2部作成し、C/P機関、JICAフィリピン事務所へ報告書を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (5) 帰国後整理期間(2013年9月中旬)
- ア 帰国後、専門家業務完了報告書(和文)を作成し、現地業務完了報告書(英文)と合わせて、JICA経済基盤開発部に提出して報告を行う。

9 成果品等

(1) 業務実施計画書

英文3部(JICA経済基盤開発部、JICAフィリピン事務所、C/P機関)

和文2部(JICA経済基盤開発部、JICAフィリピン事務所)

(2) 現地業務完了報告書(第一次現地派遣、第二次現地派遣)

各英文3部(JICA経済基盤開発部、JICAフィリピン事務所、C/P機関)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA経済基盤開発部、JICAフィリピン事務所)

なお、上記すべての成果品について、体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出のこと。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路：マニラ直行便

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA経済基盤開発部運輸交通情報通信第3課(03-5226-8161)にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種

(5) その他

同時期に派遣中の長期/短期専門家は次のとおり。

・チーフアドバイザー・ADS/CPDLC・Mode-S(長期、~2014年2月)

・業務調整員(長期、~2014年2月)

・飛行方式設計(短期、2013年6月上旬~2013年10月下旬(予定))